

## 高知龍馬空港募集型企画旅行造成支援事業 I 助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港発着又は着発の航空便を利用した募集型企画旅行の積極的な造成を支援し、高知龍馬空港の利用促進を図るため、その参加者募集に当たり、一定の条件を満たすパンフレット等の作成や新聞・雑誌への広告を掲載する旅行会社に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の条件のすべてを満たすパンフレット、チラシ等の印刷物（以下「パンフレット等」という。）の作成もしくは広告掲載を行う旅行会社とする。

- (1) 高知龍馬空港発着又は着発の大阪線、福岡線及び名古屋線の定期航空便または高知龍馬空港発着の国内、国際チャーター便を往復利用する募集型企画旅行商品の参加者を募集するためのものであること。
- (2) 広告については新聞・雑誌等広く一般に発行されている媒体に掲載または折込されるものであること。
- (3) 高知龍馬空港発着又は着発の航空便を利用した旅行商品以外の旅行商品と併せて掲載する場合には、当該商品が他商品と明確に区分されていること。
- (4) 高知龍馬空港または対象路線をPRする文言が記載されていること。
- (5) 日本国内に本社または支店、営業所を有する旅行会社であること。

### (助成の期間)

第3条 助成の対象は、パンフレット等においては平成29年4月1日から平成30年3月31日までに納品完了されるものであること、また広告においては平成29年4月1日から平成30年3月31日までに発行される新聞・雑誌に掲載される広告とする。

### (対象経費)

第4条 助成対象経費は、パンフレット等の作成及び広告の掲載に要する以下の経費とする。ただし、いずれの場合においても、高知県航空利用促進協議会の他の助成事業又は他の団体の助成事業の適用を受けるもの及び既にこの事業の適用を受けている旅行商品とすべてもしくは一部の行程が同一のものについては、助成対象外とする。

- (1) パンフレット等の作成に要する経費とは、パンフレット等の企画デザインに係る経費及び印刷に係る経費とし、パンフレットの送料・梱包料等は含まない。

ただし、パンフレット等に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、当該部分と助成対象となる旅行商品掲載部分の面積比により作成経費を按分して対象経費を算出する。

- (2) 広告の掲載に要する経費とは、広告の企画デザインに係る経費及び掲出

に係る経費とする。

ただし、広告に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、当該部分と助成対象となる旅行商品掲載部分の面積比により掲載経費を按分して対象経費を算出する。

(助成の額)

第5条 助成金の交付額を算定する助成率は助成対象経費の2/3以内、助成上限額は10万円（但し、高知県内発着の旅行商品については15万円）とする。なお、千円未満の端数は切り捨てとする。

(交付申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を、助成対象となるパンフレット等の納品日もしくは広告の掲載日の前日から起算して7日前までに、会長に提出するものとする。なお、交付申請は1旅行商品につき1回限りとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 事業者は、交付決定通知書を受領した後、助成対象となるパンフレット等の納品日もしくは広告の掲載日の翌日から起算して14日以内に、実績報告書（様式第3号）及び請求書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の請求書を審査の上、適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。